

# 藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 手続フロー

令和5年5月改訂

## <環境政策課>

## <その他>

届出前の準備

届出・申請

### 【対象事業】

・事業区域面積が1,000㎡以上 ・発電設備の高さが15mを超える

### 【事前相談】

手戻りを防ぐため、下記資料を作成の上、  
・周知計画書（第4号様式） ・広告、縦覧、説明会資料案  
事前に環境政策課へ下記事項の相談をお願いします。  
・周知範囲 ・広告、縦覧、説明会の内容

### 【事前相談】

○都市政策課  
・土地利用  
・景観条例  
○農業振興課  
・農地転用

### 【抑制区域の確認】

上記2課＋  
○農業振興課  
○河川課  
○大規模災害対策課  
○文化財課

2週間程度

【広告・縦覧の実施】

【説明会の開催】

同時並行して、それぞれの  
手続を進めていただく  
必要があります。

### 【届出】

以下の必要書類を環境政策課へ提出してください。  
①第1号様式から第6号様式、土地登記事項証明書  
②その他市長が必要と認める以下の書類  
・位置図 ・現状平面図 ・案内図（現況図） ・土地利用計画図  
・周辺住民、利害関係者への周知実施状況報告書  
※②はいずれも土地利用計画承認申請書類の写し  
※土地利用計画図はモジュール配置がわかるもの

### 【申請・届出】

必要に応じて事前に提出  
土地利用計画承認申請  
景観条例に係る届出 等

意見受付  
14日間

意見提出

意見なし

意見あり

【見解書提出】

意見受付  
7日以内

再意見提出

意見なし

意見あり

【再見解書提出】

意見受付  
7日間

意見受付  
7日以内

市長の同意

改善通知

市長の不同意

【改善内容の提示】（第7号様式）

回答書に合格

土地利用計画の承認

必要に応じて  
農地転用の申請、許可

【事業の着手】

60日以上前